

南那須地区広域行政事務組合告示第16号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により令和3年度及び令和4年度に組合が発注する一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査受付期間等を定めたので、政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び南那須地区広域行政事務組合建設工事等執行規則（平成17年南那須地区広域行政事務組合規則第7号）第4条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和2年12月7日

南那須地区広域行政事務組合長 川 俣 純 子

1 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとする。

2 各資格審査共通の資格要件

次の(1)から(5)のいずれかに該当する者は、入札参加資格を認められない。

- (1) 政令第167条の4第1項各号に該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められている者
- (4) 国税又は地方税に未納がある者
- (5) 次のいずれかに該当する者

ア 令和3年度及び令和4年度における競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中、重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

イ アの申請に係る提出書類中、重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

3 発注の種類による資格要件等

(1) 建設工事に係る発注について

ア 組合が発注する建設工事は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事とする。

イ 建設工事に係る要件は、次の要件を満たすものとする。

- ① 法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者
- ② 法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年土交通省告示第85号。以下「告示」という。）第1の第1号の2に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）が令和元年8月1日から令和2年7月31日までの間にある経営

事項審査（告示に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。以下同じ。）を受けており、法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けている者

③ 審査基準日の直前2営業年度において、完成工事高のある者

ウ 建設工事に係る競争入札参加資格は、競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、経営事項審査評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとする。（経営事項審査評価事項とは、審査基準日における経営事項審査の項目のことを指す。）

(2) 測量・建設コンサルタント等業務に係る発注について

ア 組合が発注する測量・建設コンサルタント等業務は、次に掲げるとおりとする。

① 測量業務

一般測量、地図の調製、航空測量

② 建築関係建設コンサルタント業務

意匠、構造、電気、機械

③ 土木関係建設コンサルタント業務

土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画及び施工設備、建設機械、地質、造園、その他の土木関係建設コンサルタント業務

④ 地質調査業務

⑤ 補償関係コンサルタント業務

物件・権利調査、事業関連調査、登記手続等

⑥ その他の業務

河川敷等の草刈り業務、側溝清掃業務その他①から⑤までに含まれない業務

イ 測量・建設コンサルタント等業務に係る要件は、次の要件を満たすものとする。

① 希望する業務について、直前2営業年度において、業務実績のある者

② 営業に関し、法律上必要とする資格を有する者

(3) 物品・役務等の提供に係る発注について

ア 組合が発注する物品・役務等の提供は、次に掲げるとおりとする。

① 物品に関する分類

印刷（印刷、青写真、封筒、その他）、日用品（日用雑貨、被服・靴・カバン、タオル・寝具・インテリア、その他）、機械器具・保安用品（家電・視聴覚・通信機器、電気機械・工具・部品、厨房機器、暖房用器具、保安・消防・防災用品、その他）、精密機器（計測器・理化学機器、時計、その他）、事務用品・家具（事務機器・OA機器・家具、事務用品、その他）、教育用品（教育用品・啓発用品、運動用品・遊具、楽器・CD、その他）、徽章・美術品（徽章・トロフィー、美術品、その他）、看板（看板・表示板、その他）、医療・薬品（医療機器・福祉用具、医療用材料・薬品、工業用薬品、その他）、車両（販売、修理、部品、処分、その他）、園芸用品・飼料（園芸用品、飼料、その他）、燃料（燃料、その他）、不用品の買取（古物、その他）、建設資材（砂・石・セメント、鉄鋼品、舗装材、一般資材、上・下水道用資材、建具・畳・ガラス、その他）、その他（クリーニング、リース、葬祭用品、その他）

② 役務の提供に関する分類

委託業務（情報処理業務、清掃業務、草木管理及び衛生駆除業務、施設・設備等の維持管理業務、機器類の保守点検業務、警備業務、写真撮影・広告等業務、廃棄物処理業務、給食調理業務、催事関係業務、福祉・医療関連業務、印刷物・看板等企画・デザイン業務、図面・台帳製作業務、調査・分析等業務、その他の業務）

イ 物品・役務等の提供に係る要件は、次の要件を満たすものとする。

① 営業に関し、法律上必要とする資格を有する者

4 受付期間

令和3年1月4日（月）から令和3年2月12日（金）まで

5 受付方法

郵送（令和3年2月12日の消印有効）

6 提出書類及び提出先

- (1) 別紙「一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請要領(建設工事)」のとおり
- (2) 別紙「一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請要領(測量・建設コンサルタント等業務)」のとおり
- (3) 別紙「一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請要領(物品・役務)」のとおり

7 競争入札参加資格の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

8 その他

- (1) 当組合の構成市町である那須烏山市、那珂川町の令和3・4年度入札参加者名簿に登録されている事業者については、当組合の入札参加資格者名簿に登録されたものとみなしますの
で、申請は不要です。
- (2) 随時審査による競争入札参加資格及び審査の受付期間等については、別に公示する。
- (3) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格及び審査の受付期間等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。